

# 岐阜県公報

第二千四百七十九号  
平成二十五年九月十三日  
(金曜日)

## 目次

### 告示

有害図書類の指定	(男女参画青少年課) 六〇一
クリーニング師の研修の指定	(生活衛生課) 六〇一
クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定	(同) 六〇二
介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定	(地域福祉国保課) 六〇二
指定介護機関の廃止の届出	(同) 六〇六
指定介護機関の休止の届出	(同) 六〇七
指定介護機関の名称等の変更の届出	(同) 六〇八
道路の区域変更	(道路維持課) 六〇九
道路の供用開始	(同) 六〇九
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課) 六〇九
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正	(同) 六一二
公 示	
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課) 六一三
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(同) 六一三
指定自立支援医療機関の指定	(保健医療課) 六一三
大規模小売店舗の廃止の届出に関する件	(商業流通課) 六一四
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課) 六一四
土地改良区役員の退任及び就任	(可茂農林事務所) 六一九

岐阜県公報

毎週

(火曜日)  
(金曜日)

発行

(休日)  
(休日に当たる)  
(ときは翌日)

## 告示

岐阜県告示第四百二十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有害図書類として指定した。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

### 1 指定図書

種別	図書の題名	月日号等	発行所、制作者名
雑誌	チャンプロード	2013.10月号	藤笠倉出版社

### 2 指定日

平成25年9月13日

### 3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百二十六号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修として、次のとおり指定します。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十五年九月十三日

一 主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目八番二号

二 研修の種類  
クリーニング師が出席して受講する研修

三 研修の科目及び時間数

1 衛生法規及び公衆衛生 一時間

2 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間 (ただし、継続受講者は、四十分)

3 洗濯物の処理 一時間 (ただし、継続受講者は、四十分)

4 繊維及び繊維製品 一時間 (ただし、継続受講者は、四十分)

四 研修の開催年月日、会場の名称及び所在地

1 平成二十五年十一月十五日 (金)  
飛騨総合庁舎  
高山市上岡本町七 四六八

2 平成二十五年十一月二十二日 (金)  
中濃総合庁舎  
美濃市生櫛一六二二二

3 平成二十五年十二月六日 (金)  
セラトピア土岐  
土岐市土岐津町高山四

4 平成二十五年十二月十五日 (日)  
ふれあい福寿会館 (岐阜県民ふれあい会館)  
岐阜市藪田南五 一四 五三

五 研修受講料  
五千円

岐阜県告示第四百二十七号

クリーニング業法 (昭和二十五年法律第二百七号) 第八条の三の規定による業務従事者に対する講習として、次のとおり指定します。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 主催者の名称及び所在地  
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の種類  
通信制で行う講習

三 受講申込手続及び受付期間

1 受講申込手続  
受付方法 郵送又はファクシミリ  
申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎三階  
財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局  
ファクシミリ番号 〇五八 二七四 八〇一一

2 受付期間  
受付開始年月日 平成二十六年一月十日 (金)  
受付締切年月日 平成二十六年一月三十一日 (金)  
レポート提出締切年月日 平成二十六年二月二十八日 (金)

四 講習会の科目及びレポート課題

1 衛生法規及び公衆衛生

2 洗濯物の受取、保管及び引渡し

3 洗濯物の処理

4 繊維及び繊維製品

五 受講対象者  
岐阜県内に所在するクリーニング所に勤務する業務従事者

六 講習受講料  
四千五百円

岐阜県告示第四百二十八号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四十四号) 第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成六年法律第三十号) 第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅

介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田

筆

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
公益社団法人 可児市シルバー人材センター介護事業所	可児市今渡六八二一	訪問介護	公益社団法人 可児市シルバー人材センター介護保険事業所	可児市今渡六八二一	平成二五・四・一
公益社団法人 可児市シルバー人材センター介護事業所	可児市今渡六八二一	介護予防訪問介護	公益社団法人 可児市シルバー人材センター介護保険事業所	可児市今渡六八二一	同
医療法人 悠信会	揖斐郡大野町黒野六四五一	介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設 ラポール	揖斐郡大野町大野九二四一	同
社会福祉法人 協助会	可児市塩河二七〇九一	通所介護	久々利苑デイサービスセンター	可児市久々利一五二七	同
社会福祉法人 協助会	可児市塩河二七〇九一	介護予防通所介護	久々利苑デイサービスセンター	可児市久々利一五二七	同
有限会社 ケアフルクローバー	土岐市泉町定林寺九六二七六	訪問介護	ケアフルクローバー訪問介護	土岐市泉町定林寺九六二七四	同
有限会社 ケアフルクローバー	土岐市泉町定林寺九六二七六	介護予防訪問介護	ケアフルクローバー訪問介護	土岐市泉町定林寺九六二七四	同
株式会社 讚建	下呂市金山町金山三二五五	通所介護	コミュニティベース 讚照庵	下呂市金山町金山三四七九二	同
株式会社 讚建	下呂市金山町金山三二五五	介護予防通所介護	コミュニティベース 讚照庵	下呂市金山町金山三四七九二	同
有限会社 メディボ	多治見市音羽町二二二	通所介護	あんあん多治見デイサービス	多治見市音羽町二二五	同
有限会社 メディボ	多治見市音羽町二二二	介護予防通所介護	あんあん多治見デイサービス	多治見市音羽町二二五	同
有限会社 メディボ	多治見市音羽町二二二	訪問介護	あんあん多治見訪問介護事業所	多治見市音羽町二二二	同
有限会社 メディボ	多治見市音羽町二二二	介護予防訪問介護	あんあん多治見訪問介護事業所	多治見市音羽町二二二	同



株式会社 サポート	アバンセラライフ	愛知県一宮市中町一 八二六	訪問介護	アバンセ介護センターはし ま	三 羽島市小籠町島二六	同
株式会社 サポート	アバンセラライフ	愛知県一宮市中町一 八二六	訪問介護	アバンセ介護センターはし ま	三 羽島市小籠町島二六	同
株式会社 ・アイ	アイランドジー	瑞浪市土岐町七三三四	通所介護	アイランドジー・アイます みりラックステイ	瑞浪市下益見土地区画 整理事業地内二二一	同
株式会社 ・アイ	アイランドジー	瑞浪市土岐町七三三四	通所介護	アイランドジー・アイます みりラックステイ	瑞浪市下益見土地区画 整理事業地内二二一	同
合同会社	楓花	土岐市泉町大富二七 五山口荘一〇五	訪問介護	楓花 ケアセンター	土岐市泉町大富二七 五山口荘一〇五	同
合同会社	楓花	土岐市泉町大富二七 五山口荘一〇五	訪問介護	楓花 ケアセンター	土岐市泉町大富二七 五山口荘一〇五	同
合同会社	楓花	土岐市泉町大富二七 五山口荘一〇五	訪問介護	楓花 ケアセンター	土岐市泉町大富二七 五山口荘一〇五	同
株式会社 ム・ケア	セントラル・エ ム・ケア	愛知県名古屋市中区東区泉 一―九 八スクエア IZUMI	訪問介護	ハイリタイヤー多治見訪問 介護事業所	四 多治見市田代町二三	同
株式会社 ム・ケア	セントラル・エ ム・ケア	愛知県名古屋市中区東区泉 一―九 八スクエア IZUMI	訪問介護	ハイリタイヤー多治見訪問 介護事業所	四 多治見市田代町二三	同
株式会社 ム・ケア	セントラル・エ ム・ケア	愛知県名古屋市中区東区泉 一―九 八スクエア IZUMI	訪問介護	ハイリタイヤー多治見訪問 介護事業所	四 多治見市田代町二三	同
フジ・エステート有限公司	フジ・エステート有限公司	大垣市荒尾玉池二 四	小規模多 機能型居 宅介護	小規模多機能型居宅介護つ きつきホーム	大垣市中曾根町四九四	同
フジ・エステート有限公司	フジ・エステート有限公司	大垣市荒尾玉池二 四	小規模多 機能型居 宅介護	小規模多機能型居宅介護つ きつきホーム	大垣市中曾根町四九四	同
フジ・エステート有限公司	フジ・エステート有限公司	大垣市荒尾玉池二 四	小規模多 機能型居 宅介護	小規模多機能型居宅介護つ きつきホーム	大垣市中曾根町四九四	同
社会福祉法人 和光会	和光会	岐阜市寺田七 九五	定期巡回 随時対応 型訪問介 護看護	ケアサポート北方 25	本巣郡北方町柱本三 九〇	同
社会福祉法人 サンライフ	サンライフ	愛知県名古屋市中区東区葵 三二二五 二二三	居宅介護 支援事業	介護支援センタージョイフ ル羽島	羽島市中下町城屋敷三 一八五	同
株式会社 YYメディカル	YYメディカル	可児市下恵土五九九 二	居宅介護 支援事業	あずさ居宅介護支援事業所	加茂郡坂祝町酒倉一二 九五二	同

カネ九商事株式会社	恵那市大井町字学頭一 二〇二四	居宅介護 支援事業	Kaneku センター恵那	ケアプラン	恵那市大井町二〇二 四	同
株式会社ウエルケア東海	羽島郡笠松町田代一九 〇三	居宅療養 管理指導	つくし調剤薬局	羽島郡笠松町田代一九 〇三	同	同
株式会社ウエルケア東海	羽島郡笠松町田代一九 〇三	介護予防 居宅療養 管理指導	つくし調剤薬局	羽島郡笠松町田代一九 〇三	同	同
医療法人仁寿会	多治見市小名田町西ヶ 洞一六四八	居宅療養 管理指導	タジミ第一病院	多治見市小名田町西ヶ 洞一六四八	同	同
医療法人仁寿会	多治見市小名田町西ヶ 洞一六四八	介護予防 居宅療養 管理指導	タジミ第一病院	多治見市小名田町西ヶ 洞一六四八	同	同
社会福祉法人五常会	中津川市瀬戸一三八七 八	短期入所 生活介護	福岡シヨートステイ事業所	中津川市福岡六七二 一六	同	同
社会福祉法人五常会	中津川市瀬戸一三八七 八	短期入所 生活介護	福岡シヨートステイ事業所	中津川市福岡六七二 一六	同	同
社会福祉法人フェニックス	各務原市須衝町一 三二	地域包括 支援セン ター	各務原市地域包括支援セン ターかかみ野	各務原市鷺沼各務原町 九一九五	同	同
合同会社 すみれヘルパー ステーション	可児市桜ヶ丘三 一二	訪問介護	すみれヘルパーステーショ ン	可児市桜ヶ丘三 一二	同	同
合同会社 すみれヘルパー ステーション	可児市桜ヶ丘三 一二	介護予防 訪問介護	すみれヘルパーステーショ ン	可児市桜ヶ丘三 一二	同	同
アサヒサンクリーン株式会 社	静岡県静岡市葵区栄町 四一〇静岡栄町ビル 五階	訪問入浴 介護	アサヒサンクリーン在宅介 護センター大垣	大垣市東前二 三五 東前貸事務所	平成二五・四・一〇	
アサヒサンクリーン株式会 社	静岡県静岡市葵区栄町 四一〇静岡栄町ビル 五階	訪問入浴 介護	アサヒサンクリーン在宅介 護センター大垣	大垣市東前二 三五 東前貸事務所	平成二五・四・一〇	
アサヒサンクリーン株式会 社	静岡県静岡市葵区栄町 四一〇静岡栄町ビル 五階	訪問入浴 介護	アサヒサンクリーン在宅介 護センター大垣	大垣市東前二 三五 東前貸事務所	同	

岐阜県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支

援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 いろいろ有限会社	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 土岐市泉町定林寺一八三	サービスの種類 訪問介護	指定居宅介護事業所等の名称 いろいろ訪問介護	指定居宅介護事業所等の所在地 土岐市泉町大富二七五	廃止年月日 平成二五・三・三一
有限会社 ケアフルクローバー	土岐市泉町定林寺九六二七六	通所介護	ケアフルクローバーひまわり	土岐市泉町定林寺九六二三四	平成二五・四・一
有限会社 ケアフルクローバー	土岐市泉町定林寺九六二七六	介護予防通所介護	ケアフルクローバーひまわり	土岐市泉町定林寺九六二三四	同
有限会社 ケアフルクローバー	土岐市泉町定林寺九六二七六	通所介護	ケアフルクローバーたんぼ	土岐市泉町定林寺九六二七六	同
有限会社 ケアフルクローバー	土岐市泉町定林寺九六二七六	介護予防通所介護	ケアフルクローバーたんぼ	土岐市泉町定林寺九六二七六	同

岐阜県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関を休止

した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 アースサポート株式会社	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 東京都渋谷区本町一四	サービスの種類 訪問介護	指定居宅介護事業所等の名称 アースサポート大垣	指定居宅介護事業所等の所在地 大垣市錦町七二	休 止 年 月 日 平成二五・四・一
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一四	訪問介護	アースサポート大垣	大垣市錦町七二	同
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一四	訪問介護	アースサポート大垣	大垣市錦町七二	同
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一四	介護予防訪問入浴	アースサポート大垣	大垣市錦町七二	同

アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町一四一四	居宅介護支援事業	アースサポート大垣	大垣市錦町七二	同
医療法人 聡仁会	各務原市蘇原柿沢町一四七	訪問介護	ヘルパーステーションさか	各務原市蘇原柿沢町一四五	同
医療法人 聡仁会	各務原市蘇原柿沢町一四七	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションさか	各務原市蘇原柿沢町一四五	同

岐阜県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関の名称

平成二十五年九月十三日

等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
有限会社ウエルフェア	多治見市日ノ出町二六	福祉用具貸与	有限会社ウエルフェア	新 多治見市旭ヶ丘八二九 一七九 旧 多治見市日ノ出町二六	平成二五・三・一
有限会社ウエルフェア	多治見市日ノ出町二六	特定福祉用具販売	有限会社ウエルフェア	新 多治見市旭ヶ丘八二九 一七九 旧 多治見市日ノ出町二六	平成二五・三・一
有限会社ウエルフェア	多治見市日ノ出町二六	介護予防福祉用具貸与	有限会社ウエルフェア	新 多治見市旭ヶ丘八二九 一七九 旧 多治見市日ノ出町二六	平成二五・三・一
有限会社ウエルフェア	多治見市日ノ出町二六	特定介護予防福祉用具販売	有限会社ウエルフェア	新 多治見市旭ヶ丘八二九 一七九 旧 多治見市日ノ出町二六	平成二五・三・一

可児市中部地域包括支援センター

可児市広見五 九三

地域包括支援センター

可児市中部地域包括支援センター

新 可児市久々利一五二七

旧 可児市広見五 九三

平成二五・四・一

岐阜県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年九月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	海安津八線	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	海安津八線	安八郡安八町西結字国道南揖斐川左岸堤防敷地先（三二二四番）から同 郡同 町同 字平盛揖斐川左岸堤防敷地先（二五八〇番）まで	前 A B	一〇・二七 一七・六 八・六 一五・〇	五〇・〇 三九・六二 五三・〇 三六・二	A Bは、及び関係図面を示す敷地の表示をのぞく。A Bは、及び関係図面を示す敷地の表示をのぞく。A Bは、及び関係図面を示す敷地の表示をのぞく。
			後 A B	一〇・四 一六・〇	三六・二	

岐阜県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年九月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	海安津八線	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の変更又は告示年月日）
県道	海安津八線	安八郡安八町西結字国道南揖斐川左岸堤防敷地先（三二二四番）から同 郡同 町同 字平盛揖斐川左岸堤防敷地先（二五八〇番）まで	五〇・〇	平成二五・九・三	平成二五・五・一六

岐阜県告示第四百三十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区
区域	

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）  
 大垣市上石津町打上字打上  
 八四五番 一号  
 八四七番 二号  
 八六四番 三号  
 八五五番 四号  
 六三二番 一号  
 六三二番 二号  
 六三二番 三号  
 六三二番 四号  
 六三二番 五号  
 六三二番 六号  
 六一九番 七号  
 六九〇番 八号  
 六九五番 九号  
 七〇六番 十号  
 七〇八番地先道路敷 十一号  
 八五二番 十二号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
-----	-----

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）  
 多治見市喜多町  
 八丁目 二八番 一号  
 二七番 一号  
 五丁目 一八番 三号

喜 多  
 八三番 一 四号及び六号  
 二二番 一 五号  
 二七番 一 七号  
 五四番 八号  
 八三番 一 九号  
 七九番 十号  
 八三番 三 十一号  
 一一四番 一 十二号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百三十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
-----	-----

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（ただし、保安林、砂防指定地を除く。）（次の図に示すとおりとする。）  
 瑞浪市土岐町  
 字沢跨 六九八六番 一 一号  
 字文山 八〇七一番 一 二号から五号まで  
 八〇六九番 一 六号及び七号  
 八〇六九番 三 地先水路敷 八号  
 八〇六二番 一 九号  
 八〇五九番 十号  
 八〇五八番 三 十一号  
 八〇五四番 二 十二号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所

務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。( )

岐阜県告示第四百三十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項  
の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区 域 名	区 域
小 洞	<p>次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、砂防指定地を除く。(次の図に示すとおりとする。)</p> <p>下呂市萩原町西上田</p> <p>字清谷 一九三六番一〇 一号、十六号及び十七号</p> <p>字小洞 二二六七番二 二号及び三号</p> <p>二二六九番一 四号</p> <p>二二八〇番一 五号</p> <p>二〇一二番一 六号から九号まで</p> <p>二〇〇八番一 十号</p> <p>一九四四番一 十一号</p> <p>一九四八番 十二号から十四号まで</p> <p>一九三六番一 十五号</p>

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県下呂土木事務  
所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項  
の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区 域 名	区 域
東津汲 5	<p>次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。)</p> <p>揖斐郡揖斐川町東津汲字小寺</p> <p>八〇〇番一 一号</p> <p>八一六番一 二号</p> <p>八二二番 三号</p> <p>八〇二番三 四号</p>

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務  
所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百三十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項  
の規定により告示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区 域 名	区 域
広 島	<p>次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。)</p> <p>加茂郡白川町坂ノ東字見山</p> <p>四八七五番一 一号、七号及び八号</p> <p>四八八三番二 二号</p> <p>四八七八番三 三号</p> <p>四八六四番 四号</p>

四八七〇番一 五号  
四八七〇番一 六号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百四十号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十六年岐阜県告示第五百四十五号）の一部を次のように改正する。

なお「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

表彦坂の項を次のように改める。

彦 坂	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱四号から十六号までを順次結んだ線及び標柱四号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）	
岐阜市大字彦坂	
字川西 二三一―番	一号
字香賀 一一五九番一	二号
一一五一番	三号
一一五〇番	四号
一一五二番	五号
一一四八番	六号及び七号
一一四四番一	八号
一一四四番二	九号から十一号まで
字川西 一八七番二	十二号
一九九番	十三号
二二〇番一	十四号
一一四七番	十五号

字川西 二二四番一

十六号

岐阜県告示第四百四十一号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

表を次のように改める。

区 域 名	区 域
塔ノ洞	次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
	関市塔ノ洞字西之谷
	二九五二番一 一号
	二九五一番一 二号
	二九四九番一 三号
	二九五〇番一 四号
	二九四七番二 五号
	二九四二番 六号
	二九〇一番一 七号
	二八八七番四 八号
	二九五四番二 九号
	二九五三番一 十号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年八月二十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人高山おもちゃ病院

三代 表 者 の 氏 名 福田 仁重

四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市江名子町六二〇番地

五 定款に記載された目的 この法人は、おもちゃ修理等とりサイクルに関する事業を行い、壊れたり、要らなくなったら捨てるという使い捨て社会に、歯止めをかけるため、治したり、必要とする人に使ってもらつ等、物を大切にすることを、思いやりの心を育て、こみの減量化を図るとともに、ミニSSLの運行と鉄道に係る事業を行い、汽車に乗ったり、見たり、触れたりする機会を設け、家族のふれあいの場を提供することに、次代を担う子どもの健全育成と社会教育の推進や環境保全を図り、未来ある社会の実現に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年八月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ともしび

三代 表 者 の 氏 名 奥野 孝代

四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣一五〇一番地

五 定款に記載された目的 この法人は、加齢、障害、がん等の難治の病等を抱える方が、支援や援助を求めた時に、家庭的で暖かい雰囲気の中で、日常生活上又は社会生活上において、利用者が「やすらかに」「自分らしく」「日々を過ごせるように」支援や援助することを目的とする。

指定非営利活動法人の定款変更認証申請

指定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年八月十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つけちスポーツクラブ

三代 表 者 の 氏 名 曾我 啓次

四 主たる事務所の所在地 岐阜県中津川市付知町五六九二番地

五 定款に記載された目的 この法人は、完全学校週五日制による子どもたちの休日の有効活用、並びに付知町の中津川市への編入合併以降の地域住民総参加型交流事業の展開を両立するべく、約六、八〇〇人を超える付知住民及び周辺の住民に対して、スポーツを通じた健全で健康な社会環境づくり、競争意欲の向上に伴う競技のレベルアップ、それに多彩な競技の安定的開催の実現に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百

二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

(病院又は診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	自立支援医療の種類	年指月日定
そはら赤座医院	各務原市蘇原旭町一の九六の三	内科・神経	精神通院	平成二五・九・一

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日定
うさぎ薬局	一 恵那市長島町中野二丁目八番一	精神通院	平成二五・九・一
有限会社 三陽薬局	高山市長坂町二番地の二	精神通院	平成二五・九・一
ドリーム調剤薬局 恵那店	恵那市長島町中野一の二	精神通院	平成二五・九・一
ファミリー薬局 にんじん通り店	各務原市鷺沼各務原町四の三五の八	精神通院	平成二五・九・一
カトウ調剤薬局	高山市岡本町一丁目一四の一	精神通院	平成二五・九・一
ひまわり調剤薬局	美濃加茂市加茂野町市橋字北里一〇六九の二	精神通院	平成二五・九・一
スズキ薬局 本店	高山市上岡本町一の八八	精神通院	平成二五・九・一
たんぼ薬局 シティタワー店	岐阜市橋本町二の五二 シティタワー四三三階	精神通院	平成二五・九・一
たから調剤薬局	多治見市宝町一〇の二七の一	精神通院	平成二五・九・一

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出者の氏名又は名称

株式会社カーマ

二 建物の名称及び所在地

カーマホームセンター21岐南店

羽島郡岐南町八剣八丁目一〇三番地

三 届出の理由

当該店舗は、カーマホームセンター21岐南店本館の建替えまでの臨時店舗であり、本館の完成に伴い、当該店舗を廃止するため。

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

多治見市

二 調査を行った地域

岐阜県多治見市笠原町の一部(釜・富士2)

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成十九年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県多治見市(笠原町の一部)の地籍図

五 岐阜県多治見市（笠原町の一部）の地籍簿  
 認証年月日  
 平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
 平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
 多治見市

二 調査を行った地域  
 岐阜県多治見市美坂町の一部（多治見1）

三 調査を行った期間  
 平成十九年度から平成二十年度

四 地図及び簿冊の名称  
 岐阜県多治見市（美坂町の一部）の地籍図  
 岐阜県多治見市（美坂町の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
 平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
 平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域  
 岐阜県中津川市中津川、阿木の一部（かおれ）

三 調査を行った期間  
 平成二十三年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（中津川、阿木の一部）の地籍図  
 岐阜県中津川市（中津川、阿木の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
 平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
 平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
 瑞浪市

二 調査を行った地域  
 岐阜県瑞浪市土岐町の一部（土岐2）

三 調査を行った期間  
 平成十九年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県瑞浪市（土岐町の一部）の地籍図  
 岐阜県瑞浪市（土岐町の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
 平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市串原の一部（川ヶ渡）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市上矢作町の一部（達原）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（上矢作町の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（上矢作町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市武並町の一部（広畑）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（武並町の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（武並町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市妻木町の一部（妻木第3）

三 調査を行った期間

平成十八年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（妻木町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（妻木町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

土岐市

二 調査を行った地域

岐阜県土岐市下石町の一部（下石第6）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十三年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍図

岐阜県土岐市（下石町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市神岡町山田の一部（山田）（）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（神岡町山田の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（神岡町山田の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡富加町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡富加町滝田及び羽生の一部（滝田・羽生）

三 調査を行った期間

四 平成十六年度から平成二十四年度  
地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡富加町（滝田及び羽生の一部）の地籍図  
岐阜県加茂郡富加町（滝田及び羽生の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字赤河の一部（赤河） 1、 2）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字赤河の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡白川町（大字赤河の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡白川町

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡白川町大字切井の一部（切井） 1、 2）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡白川町（大字切井の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部（神土）

三 調査を行った期間

平成二十二年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村（大字神土の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年九月十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字越原の一部（越原）

三 調査を行った期間

平成二十二年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村（大字越原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年九月十三日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年九月十三日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住所

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住所
加茂郡東白川村	平成二一・八一	理事	板津徳次	加茂郡東白川町羽生 一四六三番地二
		同	服部勝治	加茂郡東白川町加治田 九二八番地
		同	大竹榮藏	加茂郡東白川町羽生 九〇二番地
		同	佐曾利敏	加茂郡東白川町夕田 四二六番地
		同	板津敏彦	加茂郡東白川町滝田 一二〇〇番地
		同	佐藤正明	同 一三四八番地
		同	石原久幸	加茂郡東白川町加治田三四九六番地二
		同	河野敏通	加茂郡東白川町羽生 八七七番地
		同	瀧戸秀克	加茂郡東白川町高畑 三一八番地
		同	井戸孝治	加茂郡東白川町羽生 一七六〇番地
		同	金竹桂也	加茂郡東白川町加治田 九二二番地一

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住所
加茂郡東白川村	平成二五・八二	理事	板津徳次	加茂郡東白川町羽生 一四六三番地二
		同	服部勝治	加茂郡東白川町加治田 九二八番地
		同	高須章彦	加茂郡東白川町羽生 一五八六番地二
		同	足立正敏	加茂郡東白川町夕田 五八六番地
		同	板津敏彦	加茂郡東白川町滝田 一二〇〇番地
		同	佐藤正明	同 一三四八番地
		同	石原久幸	加茂郡東白川町加治田三四九六番地二
		同	河野敏通	加茂郡東白川町羽生 八七七番地
		同	瀧戸秀克	加茂郡東白川町高畑 三一八番地
		同	井戸孝治	加茂郡東白川町羽生 一七六〇番地
		同	金竹桂也	加茂郡東白川町加治田 九二二番地一

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住所
加茂郡東白川村	平成二五・八二	同	井戸順治	加茂郡東白川町加治田一五六九番地
		同	坂井健治	加茂郡東白川町羽生 一一六六番地
		同	瀧戸秀克	加茂郡東白川町高畑 三一八番地
		同	河野敏通	加茂郡東白川町羽生 八七七番地
		同	石原久幸	加茂郡東白川町加治田三四九六番地二
		同	佐藤正明	同 一三四八番地
		同	板津敏彦	加茂郡東白川町滝田 一二〇〇番地
		同	足立正敏	加茂郡東白川町夕田 五八六番地
		同	高須章彦	加茂郡東白川町羽生 一五八六番地二
		同	服部勝治	加茂郡東白川町加治田 九二八番地
		同	板津徳次	加茂郡東白川町羽生 一四六三番地二

平成二十五年九月十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社